

浪速区役所広告付き周辺案内地図設置事業仕様書

1 募集内容

(1) 事業名称

浪速区役所広告付き周辺案内地図設置事業

(2) 事業内容

大阪市浪速区役所の周辺案内地図を作成、設置する。なお、設置事業者はその地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

(3) 設備本体

ア 広告付き周辺案内地図の規格

大阪市浪速区役所：高さ2,100mm×横幅2,500mm×奥行250mm以内。

上記の大きさで作成し、地図枠、広告枠より構成すること。また、パンフレットを配架できるラックを取り付けること。

※設置場所のスペースを勘案し、作成すること。

イ 区役所庁舎に負担の少ない可動式かつストッパー等で固定出来る型式で設置することとし、地震等の際にに対する転倒防止対策を十分に講じること。また、撤去の際は原状復帰すること。

ウ 本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。

エ 周囲と調和の取れた色合いにすること。

オ 地図、広告部分は、透明アクリル板カバー等と乳白アクリル板ベース等にカラーコルトンフィルムを挟み込む形と同程度以上の視認性及び表現力を發揮すること。

カ 維持管理に電源を使用する場合には調光器により明るさの調整が可能とし、より省エネ（LED内照式等）に配慮したものとする。原則としてタイマーその他の機器による自動制御を行うこととし、また手動による電源のON/OFFが容易にできる構造にすること。

(4) 周辺案内地図

ア 大阪市浪速区役所を中心とし、本体内に収まるよう作成すること。

イ 国土地理院刊行地図と同程度以上の精度を有する情報を基にして作成し、縮尺は大阪市浪速区役所の指示に従うこと。

ウ 公共施設や災害時の避難場所等、大阪市浪速区役所が指定する情報を分かりやすく表示すること。

エ 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。

オ 地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。

(5) 広告枠

ア 広告主の広告を表示することができる。（写真・名称・所在・電話番号等）

イ 地図上に広告主の所在を表示する場合は、地図上の地点と広告枠の広告が見つけやすいよう番号等で一致させておくこと。

ウ 本体内で収まる大きさで作成し、1枚が極端に大きくならないようにすること。

(6) その他

ア 製作・設置・移設・撤去等に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。

イ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。また、1年に1度は周辺地図全体を張り替えること。ただし、本市が張り替える必要がないと認めた場合はその限りでない。

ウ 広告の掲載については、関係法令及び「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市浪速区役所の広告媒体への広告掲載要領」を遵守し、当区担当者に掲出の1ヶ月前までに見本の提出を行い、大阪市の許可を得た上でを行うこと。

エ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。

オ 音声の発する機材の設置は認めない。

カ 本市の発行する納入通知書により、期日までに年間使用料を支払うこと。支払われた使用料は返還しない。ただし本市の責めに帰すべき理由で地図及び広告等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。また電気を使用する場合は電気使用料を支払うこと。

2 その他

(1) この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に必要な事項は条例等、大阪市行政財産広告取扱規則及びその他別に定める広告掲載要領に定めるところによるものとする。

(2) 設置機器のトラブルや広告内容についての対応は、設置事業者において速やかに対応すること。

(3) 広告付き地図を第三者に譲渡または転貸してはならない。

(4) 広告付き地図により、本市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない。

(5) 大阪市及び区役所の信頼・品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。

(6) 設置及び撤去に係る作業日時については、原則開庁時間外に行うものとし、詳細な日程については、両者の協議により決定することとする。

(7) この仕様書に明記されていない細部の事項については、大阪市浪速区役所の指示に従うものとする。

(8) 事業の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。

(9) 事業報告書の提出を大阪市浪速区役所が求めた時は、これに応じること。